兼業・副業取扱規程

（目　的）

第1条　この規程は、就業規則第２条に定める従業員のうち試用期間を経過した者（以下「従業員」）という）が、兼業・副業を行う際に許可等に関する取扱いに関して定めたものである。

　　２　就業規則第２条第２項に記された者には本規程を適用しない。

（兼業・副業の定義）

第２条　この規程において兼業・副業とは次の各号に掲げる場合をいう。

1. 事業者の役員等に就任し、または従業員として労働契約を結んだり、営利を目的とする業務に従事すること
2. 自ら営利を目的とする私企業を営むこと

（兼業・副業の許可）

第３条　従業員は、前条に掲げる兼業・副業を行おうとするときは、あらかじめ所定の届出書により、会社の許可を受けなければならない。

（兼業・副業を許可しない場合）

第４条　会社は、従業員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業・副業の許可を禁止または制限することができる。

1. 労務提供上の支障がある場合
2. 企業秘密が漏洩する場合
3. 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
4. 競業に当たる場合

（遵守事項）

第５条　従業員は、以下の事項を守らなければならない。

1. 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと。
2. 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
3. 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
4. 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
5. 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと。
6. 酒気を帯びて就業しないこと。
7. その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと。

（許可の取消し）

第６条　従業員が第３条の規定により兼業・副業の許可を受けたのち、第４条の規定に該当した場合、兼業・副業の許可を取り消すものとする。

附　則

　　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。